

○仙台市科学館条例

平成二年三月一六日

仙台市条例第九号

改正 平成九年三月条例第六号

平成一〇年三月条例第二五号

平成一九年三月条例第三一号

平成二四年三月条例第三一号

平成二八年三月条例第六号

平成三〇年三月条例第二九号

平成三一年三月条例第三号

仙台市科学館条例（昭和四十三年仙台市条例第六号）の全部を改正する。

（設置）

第一条 科学技術に関する知識の普及啓発を図るため、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十八条の規定に基づき、科学館を設置する。

（名称及び位置）

第二条 科学館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
仙台市科学館	仙台市青葉区台原森林公園四番一号

（事業）

第三条 科学館は、次に掲げる事業を行う。

- 一 科学技術に関する資料及び装置の収集、保管及び展示に関すること
- 二 学校教育における科学技術の実験、実習及び演習の指導助言に関すること
- 三 科学技術の普及啓発に関する行事の開催に関すること
- 四 科学技術に関する調査研究及び刊行物の発行に関すること
- 五 その他第一条の目的を達成するために必要と認められる事業

（利用の許可）

第四条 科学館を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、次の各号の一に該当する者に対しては、前項の許可をしないことができる。

- 一 公の秩序を乱すおそれがあると認められる者

- 二 泥酔者又は伝染性疾患を有すると認められる者
- 三 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となるおそれのある物品を所持し、又は動物を伴う者
- 四 前三号に掲げる者のほか、科学館の管理上支障を及ぼすおそれがあると教育委員会が認める者

(入館料)

第五条 前条第一項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める入館料を納入しなければならない。

- 2 市長は、期間を定めて特別の展示会その他の催しを行う場合には、前項の規定にかかわらず、二千百円を超えない範囲内で入館料を定めることができる。

(平一〇、三・平一九、三・平二八、三・平三〇、三・改正)

(入館料の返還)

第六条 既納の入館料は、返還しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(平三〇、三・改正)

(入館料の減免)

第七条 市長は、特別の事由があると認めるときは、入館料を減免することができる。

(利用許可の取消し等)

第八条 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、第四条第一項の許可を取り消し、又は科学館の利用を制限し、若しくは停止することができる。

- 一 利用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき
- 二 その他科学館の管理上支障があると認められるとき

(協議会)

第九条 博物館法第二十条第一項の規定に基づき、仙台市科学館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の委員の任命の基準は、博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）第十八条に規定する基準とする。
- 3 協議会の委員の定数は、十二人以内とする。
- 4 協議会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前三項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(平二四、三・改正)

(委任)

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(平成二年九月規則第六九号で、平成二年九月二七日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行後最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第九条第三項の規定にかかわらず、平成四年三月三十一日に満了する。

附 則 (平九、三・改正) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

(経過措置の原則)

- 2 次項から附則第十三項までに定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前になされた使用の許可その他これに類する行為に係る使用料又は手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平一〇、三・改正)

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平一九、三・改正)

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平二四、三・改正)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平二八、三・改正) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十八年十月一日から施行する。

(使用料に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前になされた使用の許可その他これに類する行為（次項において「使用の許可等」という。）に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、施行日以後になされた使用の許可等について、施行日前に使

用の予約その他の使用の許可等に準ずるものとして市長又は教育委員会が認める行為があつた場合においては、当該行為を使用の許可等とみなして同項の規定を適用することができる。

附 則（平三〇、三・改正）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平三一、三・改正）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

（使用料及び利用料金に関する経過措置の原則）

2 附則第四項及び第五項に定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前になされた使用の許可その他これに類する行為（次項において「使用の許可等」という。）に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

3 施行日以後になされた使用の許可等について、施行日前に使用の予約その他の使用の許可等に準ずるものとして市長又は教育委員会が認める行為があつた場合においては、当該行為を使用の許可等とみなして前項の規定を適用することができる。

別表 入館料（第五条関係）

（平九、三・改正、平一〇、三・旧別表・改正、平一九、三・旧別表第一・改正、平二八、三・平三一、三・改正）

利用区分		金額（一人につき）
個人利用	一般	五五〇円
	高校生	三二〇円
	中学生・小学生	二一〇円
団体利用	一般	四三〇円
	高校生	二六〇円
	中学生・小学生	一七〇円
備考		
一 この表において「団体利用」とは、三十人以上の団体による利用をいう。		
二 団体利用の場合には、三十人につき一人の割合で無料とする。		